

平成21年度 第1回 木更津市農業振興地域整備促進協議会 会議録

○開催日時：平成22年1月18日（月） 午後1時30分から午後2時50分まで

○開催場所：木更津市役所 6階会議室

○出席者氏名：（協議会委員）別紙、名簿のとおり

（木更津市）水越市長、江野澤部長

（事務局）経済部農林水産課 須藤次長（農林水産課長）宗政総括 有住 渡辺 浦辺 清水

○議事

（1） 協議会役員の選任について

（2） 木更津市農業振興地域整備計画の見直しについて

（3） 木更津市農業振興地域整備計画変更原案について

○ 会議の内容

宗政（司会）

本日は、大変ご苦労さまです。予定しておりました皆様がお集まりですので木更津市農業振興地域促進協議会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行役を行わせていただきます。農林水産課の宗政でございます。よろしくお願ひいたします。

最初に、ご連絡いたしますが、当協議会は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例によりまして、この会議を公開といたします。

会議傍聴者の受付をいたしましたところ、1名の傍聴希望者がございましたので、傍聴席で傍聴いたしますことを、予め、ご承知おきください。

本協議会は、平成14年5月に開催され、その後、当協議会を開催する条件に該当する重要案件が、ございませんでしたので開催を行っておりませんでしたので、本日、お集まりいただきました皆様に、あらためまして、委嘱状の交付をさせていただきます。

委嘱状の交付は、皆様には自席でお待ちいただきまして、議長席に向かって左側から順次交付させていただきますので、順番になりましたらその場で、ご起立していただきますようお願いいたします。

（市長から委嘱状の交付）

宗政（司会）

以上で、委嘱状の交付を終わらせていただきます。

引き続きまして、水越市長からご挨拶を申し上げます。

水越市長挨拶

皆様、こんにちは。 木更津市長の 水越でございます。

本日、皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

「平成21年度 第1回木更津市 農業振興地域整備促進協議会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

皆様には、日頃から、本市農業行政はもとより、市政各般にわたり ご理解、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして

厚く御礼申し上げます。

また、この度は、本協議会委員へのご就任をお願いいたしましたところ、

快くお引き受け頂いて、重ねて心より感謝を申し上げます。

私から申し上げるまでもなく、農業振興地域整備計画は、農地が農業資源として有効に利用されるよう現場の実態を踏まえ、農地をできるだけ保全、確保することを基本理念とし、地域の農業者や住民の理解のもと、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、地域における諸条件の変化に対応した実効性の高い計画を総合的に策定する制度でございます。

いわば、農業振興地域整備計画は本市の農業振興の指針となるものであります。

皆様が実感されておりますとおり、現在、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、本市といたしましても、関係団体と協力しながら、様々な施策を総合的、効果的に、推進してまいりたいと考えております。

地方の時代と言われるこの時期にあたり、時代の要請に応じた適切な計画を策定いたしまして、木更津市の農業振興を進めてまいる所存でございますので、どうか、皆様方それぞれのお立場からご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日、皆様方には、木更津市農業振興地域整備計画策定に向けての経過と整備計画原案について説明させていただき予定でございます。

何とぞ、忌憚のないお話し合いの中で建設的なご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

結びに、皆様の一層のご理解と、ご協力をお願い申し上げまして、整いませんが開会に際しての挨拶とさせていただきます。

宗政（司会）

ありがとうございました。ここで、市長は公務の都合により退席をさせていただきます。

（市長退席）

宗政（司会）

それでは、あらためまして、平成21年度、第1回、木更津市農業振興地域促進協議会を開催いたします。

先程、委嘱状を交付いたしました。ここで委員の皆様を私から紹介をさせていただきます。

すでに配布しております会議資料の9ページをご覧ください。

まず、本日は、所用により欠席いたしてございますが、

木更津市議会経済環境常任委員会 委員長 **のだよしひさ**市議会議員がこの協議会に加わることになってございますので、ご報告いたします。

次に（以下 紹介をする。）

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

まず、上段の方から

江野澤経済部長です。

次に須藤次長です。須藤次長は、農林水産課長を兼務いたしております。

次に、農業振興地域に関することを担当いたしております有住副主幹です。

次に、私の左隣ですが、農林水産課の渡邊主査です。その隣が浦辺主任主事です。

そして、私が、先程いいましたが、宗政でございます。以上よろしくお願いいたします。

それでは、これより会議に入らせていただきます。

議長につきましては、会長が選任されるまでの間、江野澤経済部長に仮議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。

江野澤仮議長 それでは、議長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

これより、平成21年度第1回木更津市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。

本日の出席委員は定数17名中16名であり、過半数を超えておりますので、木更津市附属機関設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立しております。

それでは議事に入ります。まずは、議事(1)の役員を選任について議題に供します。

会長の選任につきましては、木更津市附属機関設置条例第4条第1項の規定により、会長は委員の互選によってこれを定める、となっておりますがいかがでしょうか。

山下委員 農業施策に詳しい農業委員会会長の安藤委員に、会長をやっていただければと推薦いたします。

江野澤仮議長 只今、山下委員より安藤委員を会長に推薦したいとの発言がございましたが、他に意見はございますか。いかがでしょうか。

江野澤仮議長 それでは、ないようですので、確認のためお諮りいたします。協議会会長の選任については、安藤委員を会長に選任することについて、ご異議はございませんでしょうか。  
(異議なしの声)

江野澤仮議長 異議なしとのことですので、会長には安藤委員が選出されました。  
それでは、これもちまして、仮議長を下ろさせていただきます。  
ご協力ありがとうございました。

宗政(司会) それでは、新しい会長が選任されました。

木更津市附属機関設置条例第6条第1項によりまして、会長が議長を務めることと規定されておりますので、安藤新会長は議長席の方へお願いいたします。

安藤会長 ご指名にあずかりました安藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。先ほど市長からもありましたように、農業振興地域整備計画は地域の経済あるいは農業基盤において非常に大事な計画になることですから、是非とも私もできるだけ注意深く進めていきたいと思っております。どうぞ御協力よろしくお願い申し上げます。  
それでは、続きまして、協議会副会長の選任ということですが、いかがでしょうか。

山口委員 農業施策に詳しい木更津市農業協同組合、専務理事の鈴木和一委員に、副会長をやっていただければと推薦いたします。

安藤議長 只今、山口委員より鈴木委員を副会長に推薦したいとの発言がございましたが、いかがでしょうか。  
  
(異議なしの声)

安藤議長 それでは、確認のためお諮りいたします。協議会副会長の選任については、鈴木委員を副会長に選任することについて、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

安藤会長 それでは、農協の専務理事である鈴木委員が副会長に決定いたします。

続きまして、議事(2)から(3)の説明に入ります。「農業振興地域整備計画の見直しについて」と「木更津市農業振興地域整備計画変更原案について」まとめて議事に供します。

多少長くなりますので、質疑応答については最後にまとめて行いたいと思います。

では、内容について担当課から説明をお願いします。

須藤課長 (挨拶及び概要説明)

木更津市農林水産課長の須藤でございます。

この度は、農業振興地域整備促進協議会ということで、皆様方におかれましては大変ご多忙のところ、私どものため貴重なお時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

私の方からは、農業振興地域整備計画の概要と言ったところを説明させていただきます。

本市におきましては、平成7年度に、第1回目の全体見直しを行いまして、今回の見直しが約15年振りの第2回目の全体見直しということで、かなりの時間が経過しておりますが、この間に圏央道を始めとした道路整備や金田地区の市街地整備が進展しておりまして、当面の課題であった都市整備が終息に向かいつつあるなかで、農業振興地域の見直しに取り組もうということで、平成19年度に基礎調査を実施しまして、ようやく計画の原案ができたものでございます。

この農業振興地域整備計画は、地域の農業振興を図るうえで基礎となるものでして、農業振興を推進する区域を明確にする、所謂「農地の線引き」をいたしまして、併せて、農地の計画的利用、各種農業施策の実施計画を立てようとするものでございます。

したがって、計画に当りましては、優良農地といわれる「現在の農用地」を、原則として保全・確保するとともに、農業経営のあり方を念頭に、地域の自然的、経済的、社会的諸条件を考慮しつつ、将来への見通しをも検討しまして、実効性の高い計画を策定する必要がありますので、農業施策に精通し、高度の視点から意見を戴くため当促進協議会の皆様へ、計画の素案と申しますか、原案の詳細について説明をさせていただくものでございます。

現在、この原案にて、千葉県と下協議を終えようといった段階でございます。本日の皆様方の意見などをお聞きいたしまして、計画案を策定して、千葉県と事前協議を経た後、再度、本促進協議会の皆様へ、計画につきまして本年5月を目途に、諮問させていただく予定でございます。

本日計画を説明させていただきますが、疑問や不明な点などがございましたら、会議終了後におきましても、私どもにお申し付け下さい。

それでは、詳細につきましては、担当の有住から説明いたしますので、よろしく願い致します。

有住 (担当者詳細説明)

木更津市農林水産課 担当 有住でございます。

はじめに、皆様にあらかじめ、お配りいたしました会議資料は、1p次第から始まり9pの委員名簿までの資料とインデックスにより「6号様式」、「欠番一覧表」、「様式6号参考様式」「計画書」「除外編入分布図」と項目付けしてある資料で構成されております。

インデックスで構成された資料はインデックス項目ごとにページが振ってありますので、インデックス付きの資料の説明の際は、「インデックス項目何々の何ページ」をご覧くださいと、ご案内いたしますので宜しくお願いいたします。

それでは議事(2)の農業振興地域整備計画の見直しについて説明させていただきます。

本市は、昭和48年7月に農業振興地域の指定を受け、昭和49年4月に農業振興地域整備計画の認可を受けました。その後、平成8年3月に第一回目の全体見直しが完了いたしました。

先ほど須藤から説明のあったとおり、今回は、約15年振り2度目の全体見直しとなります。平成19年度に基礎調査を行い、結果については資料2pのとおりとなっております。

(具体的な調査結果としては、資料2pを読み上げる)

平成20年度から今年度にかけて資料の3pの見直し方針に基づき変更案を作成してまいりました。

(方針については資料p3を読み上げる)

続きまして、議事(3)の木更津市農業振興地域整備計画変更原案について説明いたします。資料3pをご覧ください。

基本的には①の木更津市農業振興地域整備計画変更理由書(様式6号)からはじまり⑤の農用地利用計画の変更に係る説明資料(様式9号)までの書類をもってして変更原案となります。

ここからは原案の詳細説明に移らせていただきます。

それでは、インデックス付き資料の様式第6号の「木更津市農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。

6号様式p3「2 農用地利用計画の変更概要」の「3」にありますとおり、現在の農業振興地域面積は9,999ha、農用地区域面積は1,554haとなっております。

変更案では、農業振興地域そのものの面積9,999ha、は変わりません。

農用地区域面積にかぎり約36ha減の1,518haにしたいと考えております。

次にインデックスの計画書(マスタープラン)の概要を説明いたします。

マスタープランの主な変更点について申し上げるべきところですが、先に申し上げましたように約15年振りの全体見直しということになりますので、当市のマスタープランと現在国より示されている参考になる様式との間には乖離もございました。それらに係る修正を主な変更点としてしまうと、際限がありませんので、あくまで当市の農業施策に関する部分についての変更点についての説明とさせていただきます。 ご了承下さい。

計画の見直しについては、平成17年7月に制定された「食料・農業・農村基本法」、平成17年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」、平成18年4月に制定された「農業経営基盤強化促進法」による「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の見直し等、農村の活性化に係る諸施策の推進などと整合を図りつつ、交通、運輸条件、市場条件、産業構造が変貌していることから土地利用の方針を定めました。

さらには、良好な自然環境保全のため農業振興地域内の秩序ある土地利用の観点により、現在の計画における農用地区域の維持を基本としながら、主に、耕作不適地及び公共事業用地を見直しました。それではインデックスの計画書の1p「第1 農用地利用計画」を説明いたします。

今後、少子化、農業従事者の高齢化による担い手不足などにより、農家人口は減少する見通しで、平成22年の農家人口は7,000人、総農家戸数は1,800戸、平成27年の農家人口は6,000人、総農家戸数は1,700戸となる見通しで、第1次産業から他産業へのシフトが見られ、農業者の高齢化と担い手の減少などから、本市の農業を取り巻く環境は厳しくなっております。

このような状況の中で、今後とも都市近郊消費地に近い立地条件を活かした農業の維持・発展に向け、収益性の高い作物による産地化を図るとともに、多品目、周年生産を維持し、地産地消の展開を図ります。

また、農業基盤の整備をはじめ農業経営の近代化や生産技術の向上に努め農地の流動化を強力に推進し認定農業者、集落営農組織、農業生産法人等の育成のもと優良農地の保全・確保を積極的に進めてまいります。

耕作放棄地の解消に向けては、利用集積のほか、都市住民をはじめとする多様な担い手による農用地利用を図るとともに農業を通じた農業・農村文化の理解等、市民との幅広い交流の場を創出し、豊かな農村環境の維持・保全に努め、農業的土地利用を推進してまいります。

また、2pの下から10行目のイの「農用地区域の設定方針」a「集团的に存在する農用地」の面積を農地法改正により従前の20ha以上を10ha以上の農用地にいたしました。

9 p 「第2 農業生産基盤の整備開発計画」について説明いたします。

農業基盤の整備及び開発は、農業者が生産性を高めて効率的かつ安定的な農業経営を行い、かつ、収益性の高い農業を営むために生産向上を図ります。

また、担い手への利用集積による経営規模の拡大等農業構造の改善を促進することを基本に、地域の生活環境に配慮しつつ計画いたしました。

今後は、地域の現状を十分考慮し、また、環境との調和に配慮し、農業者の合意形成を得た中で、ほ場区画、用排水路、農道、暗渠排水等の整備等を推進し、水田は、30 a 以上の区画への整備率80%を目指します。また、畑地は、61%を目指します。

なお、農業基盤整備事業の実施に当たっては、田園環境と調和した、低コストな整備手法を導入することといたします。

次に12 p 「第3 農用地等の保全計画」ですが、

農用地は農業の持続的発展を図るために、最も基礎的な農業生産基盤であり、温室効果ガスの排出抑制など自然環境の保全を図っております。このため本市は将来にわたって、安全な食料を安定的に供給するとともに自然環境の保全を図るため、農業・農村の有する多面的機能の発揮に努め、農業生産に必要な優良農地を営農に適した良好な状態で確保しつつ農地の有効利用を図ります。そこで農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携し利用設定促進事業、農地保全合理化事業等を通じ、認定農業者や集落営農組織など、担い手への農地の利用集積を推進するほか、農業基盤強化促進基本構想に基づき、遊休農地の農業上の利用促進を図り、遊休農地の発生防止、解消に向けた取り組みとあわせ、「農地・水・環境保全対策」の取り組みを推進し、計画的に施設の更新を行います。

さらに、住民の農業体験の場として、また、農家との交流や自然とのふれあいの場を提供することにより、農用地の保全を図ります。

計画書の14 p の「第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」をご覧ください。

平成18年6月に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を改定しましたので、それに準拠して、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を目標として、年間農業所得と年間労働時間に関する記述を追加してあります。

なお、この目標ですが、いわゆる他産業並みの所得と労働時間に相当します1経営体あたりの年間所得570万円、主たる農業従事者1人あたり2,000時間以内と設定してあります。

19 p 「第5 農業近代化施設の整備計画」では、消費者のニーズに対応した

農業の持続的発展を図るため、地帯別生産区分に応じた団地化に努め、生産振興を図ります。

また、環境と調和のとれた持続的な農業生産への取り組みとして、エコファーマーやちばエコ等の認証、耕畜連携による飼料作物及び特産物の栽培促進による産地化と地産地消による活力ある農業を推進いたします。

23 p 「農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」では、先に述べたとおり本市の農業を取り巻く環境は、農業生産の基盤である農地の減少とともに農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、本市の農業・農村の活性化を図る上で農業生産に不可欠な農地の保全とともに、担い手の育成、確保や集落営農組織などによる効率的土地利用が不可欠となっています。

また、農業女性は農業・農村の活性化に重要な役割を果たしていることから、より一層の資質の向上を図っていくことが必要となっております。

このため、君津地域担い手育成総合支援協議会、千葉県農業大学校等と連携し、担い手の確保を図ると共に、研修の充実を図るなど、農業経営や地域づくりの参画に努め、また、地域農業の魅力を市民へ提供することにより、都市と農村との交流、地域農産物等の販売の強化、女性・高齢者の能力発揮等による「農業第6次産業化」を促進し、効率かつ安全な農業経営体の育成を図ります。

25 p 「農業従事者の安定的な就業の促進計画」では、都市化の進展に伴い

商業地への農業従事者の就業機会の場合は増加傾向にあり、今後は、兼業農家の安定的な就業の場を確保するため、地場企業の育成とともに、アグリビジネス等の企業誘致を推進し、地場企業の振興・育成を推進いたします。

また、地産地消・地産訪消の推進を図りつつ、豊かな自然環境を活用した都市と農村の交流拡大による「ふれあい農業」や「グリーン・ツーリズム」を推進し、就業機会の増大を促進いたします。最後に27p「生活環境施設の整備計画」としては、本市の、豊かな自然環境に恵まれた居住空間を活かし、「ひとにやさしく、環境と調和し、誇りに満ちた創造のまち きさらづ」を将来像に掲げ、ひと、環境、創造、連携によるまちづくりを目指し、住民生活の安定と質的な向上、安全性、保健性、利便性、快適性、文化性の向上に努めます。

当市の農業の主要施策に関するマスタープランの主な内容は以上でございます。

⑤ それでは農用地利用計画について説明いたします。

インデックス様式第6号「木更津市農業振興地域整備計画変更理由書」のp4「3 農用地区域の地目別変更内容」をご覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、今回は農用地区域 36.1ha 減少する予定です。具体的には、除外が36.1ha、編入及び面積修正が0となっております。

地目別で、田が23.9haの減少、畑が12.2haの減少となっております。

次に、p5「4 農用地区域の理由別変更内容」をご覧ください。

減少理由は、道路等の公共・公益事業によるものが23.2ha、耕作不適地が12.6ha、誤謬が0.3ha、となっております。

⑥ それでは、除外理由にそって除外案件についてご説明いたします。

(土地利用計画図、除外編入分布図等の掲示をする)

インデックス6号参考様式の農用地利用計画の変更内容をご覧ください。

1番から41番までの案件でございますが、千葉県農地課さんとの事前の打合せ等により、インデックスの欠番一覧表のとおり欠番案件がございます。ご了承下さい。

(耕作不適=12.6ha)

案件の1-1番から11-12番までは、現地調査と航空写真、公図等により現況確認を行ったところ、すでに山林と一体となっているなど、農地としての復元・利用が困難とみなされるため、耕作不適地として除外するものです。

(公共・公益事業用地=23.2ha)

案件12-1番から20-2番までは、現地調査と航空写真による現況確認を行ったところ東京電力所有の高圧電線鉄塔用地です。

案件21-1番から38番までは公衆用道路用地及び河川用地の拡張に係るもので、土地の所有については国土交通省(建設省)、千葉県及び木更津市等の行政の所有となっております。

21-1から周辺多数の案件は、圏央道の建設に伴い、道路整備が行われた箇所です。

(誤謬=0.3ha)

案件39番から41番までは、農振農用地に設定した時点の昭和49年から宅地となっている土地について、昭和49年の航空写真と現在の航空写真を重ね合わせた結果現在も宅地となっている箇所について、現地を確認し、誤謬と判断いたしました。

主要案件は以上3項目です。

以上で議事(3)から議事(4)までの説明を終わらせていただきますが、

その他といたしまして、スケジュールについて説明いたします。

スケジュールとしましては、概ね、下協議、事前協議、本協議の順に三段階になっております。  
資料の4 p 5 pに記載されているとおり昨年11月30日付けで県へ下協議書を提出しておりまして先週1月12日に千葉県において下協議説明会が開催されております。  
これに伴い、1月20日には県から下協議に対する、意見通知が提出される予定です。  
今後は、本日の促進協議会の意見と県の意見を取りまとめ、1月末には千葉県へ事前協議書を提出いたします。  
その後、2月中旬には県の事前協議に対する意見照会、3月に県知事の同意予定、4月に木更津市の公告縦覧（30日間）を実施し、異議申出期間（15日間）経過後、いずれも意見の提出がなければ、本促進協議会に諮問し5月下旬には県へ変更協議申出（いわゆる本協議）となり6月初旬には、県知事の本同意が得ることとなります。  
したがって、6月中旬には、市による公告となる予定で6月下旬には変更が完了する予定です。  
以上で担当課からの説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

安藤会長 それでは、議事3と議事4、の説明が終わりましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

#### 【質疑応答】

- 山口委員    なんか、ちょっと、よくわからないんだけど。  
このスケジュールの、さっき、説明があつて、このままだと、何もしないで、このまま通っちゃうような感じの説明なんだけれど、もうちょっと詳しく説明してもらえない。  
なんか、聞いててよくわからない。
- 有 住        ではスケジュールにつきまして、もう一度、ゆっくり、説明させていただきます。  
協議については下協議、事前協議、本協議の三段階になっております。  
下協議の段階では県の各関係部署のお役どこの意見、また、今回開催しております市の促進協議会各農業団体様の方にお集まり頂きまして、原案をたたいていただきまして、事前協議までの間に、県、市の意見を出していただき、文言を訂正し、事前協議いたします。
- 山口委員    事前協議は1月の末に提出と書いてあるが、事前協議って、いつのこと。  
来年の1月じゃない？
- 須 藤        事前協議というのは、現在、県と下協議を進めておりまして、1月20日にその回答があります。  
先日、県の下協議説明会では質問、意見等はありませんでした。  
これが終わりました、私ども、促進協議会の方で、原案を説明させていただきまして、今日の意見、また、県の下協議の内容を踏まえまして、計画を再度、作りまして、事前協議をこの1月末、今のところ、予定では、ちょっと頑張りがたなんです、今月中に事前協議を提出したいと考えております。
- 江澤委員    説明資料の中で除外編入分布図などもありますので、この辺なども説明していただくと、また、より理解できるのではないかと思いますので、この辺を話していただけないでしょうか。
- 有 住        除外編入分布図について説明させていただきます。  
木更津市の東側で大きく除外すべきところを茶色く塗ってありますが、圏央道の料金所周辺の案件

でございます。西側に大きく茶色く潰れている案件ですが、これは、既に山林化している耕作不適地の案件でございます。見づらい図面ですが、課のほうに A0 版の図面がございまして、閲覧できるようにはなっております。

高圧線鉄塔用地の案件ですが正方形の土地が点在しているような状況です。

添付資料が、わかりづらくて、申し訳ございませんでしたが、担当課のほうでは、大版の図面が、備え付けてございますので、宜しく願いいたします。

安藤会長 そのほか、ございませんか。

山口委員 まだ、よく、わからないんですけど、これは、方針だけを決定する……、方針だけなんですか？この中身、除外、ここに、いっぱい載ってる案件がありますけどそれ以外については、何も検討していないんですか。

須藤 お手元の、今見ていただいた図面でございますけど、ブルーで囲まれたところが、市街化区域または既に農業振興地域から除かれている部分です、黄色で塗られている部分が、農用地といわれる部分でございます。赤で塗られているところは、従前、黄色であったところを、今回、除外しようと考えている所でございます。

図面の東側については、圏央道と 410 号のところに赤があります。

また、矢那地区では、一団の赤がございますが、すでに、当時から、山林と一体的になっている所で、除外予定の箇所です。その他、高圧線の鉄塔であったり、市道であったり、そういったところが抜けるわけです。

今回、残った黄色の中で、どのような、農業施策をしていくのか。そういったものを整理して計画をたてるものでございます。

その計画につきまして、先ほど、説明したわけでございます。

山口委員 ていうことは、さっき説明したことが 6 月にすべて決定するということ、いいんですか。それと、これについての地域住民の要望を踏まえてたヒヤリングとかするんですか。

須藤 先ほど、申し上げましたけど、今月末を目途に、事前協議書を県に提出させていただき予定でございまして、この、事前協議が終わりまして、同意をいただきますと市で、縦覧公告をさせていただきます。最終的に、本協議という、手続をしていきたいと思っております。

最終的には、4 月に木更津市の公告縦覧（30 日間）をして、異議申出期間（15 日間）経過後、意見の状況をみて、本促進協議会に諮問、という形を、今考えております。

山口委員 最初の縦覧は、この除外の部分だけが、縦覧されるんですか。

須藤 この計画自体でございます。計画全体、計画書としては厚いもので、かなりボリューム的にはあるものです。

山口委員 すいません、頭が悪いんだか、よくわからんですけど、この計画案を縦覧するということ、それとも、除外する場所がこうなんだよってことを縦覧する、それとも、木更津市の全体的な計画の中で、いろいろなところ、ありますよね、市街化調整区域とかを変更するとか、ていう案も出るんですか。

須 藤 いわゆる農業振興地域、主に市街化調整区域を対象に農業振興区域になっておりまして、この中で線引きをさせていただいて優良農地という黄色の部分で今回、変更するわけですし、赤の部分を除くと言うことをするわけなんですけど、いわゆる、それを除いた中で、今後10年先を見たなかで5年の計画の中で、やっていくべき施策等を地区別に整理をしたものが計画であり、これ全体について、皆様に縦覧をかけて、ご意見をいただくという手続を進めていきたいと思っております。

山口委員 言っていることが、よくわかんないんだよ。  
もっとさ、単刀直入に説明してくれない。

江澤委員 ちょっといい。  
要するに、図面で、赤のやつは、既に、実質的には圏央道のインターとか農地でなくなってしまう土地で除外するということですね。  
あとは、黄色の所の計画は、ここに立派に書いてあるとおおり、今後やって行きますよと言う計画として理解していいですか。ま、予算は別として

須 藤 はい。

山口委員 そんなこと聞いているんじゃないんだよ。  
要するに、計画案だけでしょ。  
要するに、文章でこういうふうにしていくということだけであって地域としての、こういうものってのは、なんにも、ないじゃない。  
これから研究するの  
今日来て、あれなんだけど、  
これから検討するんなら話はわかるんだけど。  
そうじゃなかったら、なに言ってるんだかわからない

須 藤 計画を、ですから最終的には策定する。ということです。  
今回、その原案を説明させていただいている。

安藤議長 要するに、これが計画の原案だよ。  
だから、縦覧して異議がなきゃ  
これが、計画になるんだよ。

須 藤 今回、図面で、黄色と赤の部分が現在の農用地区域となっており、その中で、新たな、基盤整備であるとか、計画がございませんので、農地の実態を有していないものについて、除外しまして線引きいたします。その残りの黄色の部分で今後、どのような施策を展開していくかという計画を策定することが最終目的です。

山口委員 てことは、それが6月じゃないってことだね。

須 藤 はい？

山口委員 6月30日までに・・・・・・・・。

須 藤 それを決めたいということでございます。

山口委員 じゃ、過去にいろんなところで、いろんな問題が出ていると思いますが、農振区域の除外だとかいろいろありますよね。そんなやつも今回、検討していくということですか。

須 藤 今回は、基本的には、大原則が保全と確保ということで進めております。個々の、案件については、個々（随時変更）でやっていくということで、今回全体見直しとすることですので、この計画で進めたいと、考えております。

山口委員 全体見直して、言ったら、線引きを変えることでしょ。そこまで、考えるということでしょ。ちがいます？

須 藤 全体を見た中で、考えてございます。

安藤議長 中原委員

中原委員 ただ今の、説明を聞きますと、黄色い部分だけが今回の対象ということなんですがこの中で基盤整備とか、いろいろ書いてありますが、まだ全部読んだわけではないですが、それじゃ木更津市の中の中山間地はどうするか。それが全く、うたっていないんですけども、中山間地においてサラリーマン農業者もだいぶいると思うんですがね。そういう中山間地をこれからどうやっていくのか、あるいは、この中だって意欲的に農業をやっている人だっているわけですから、黄色い部分だけの農業振興地域だけが対象と言うことでは、ちょっと片手落ちではないかと思うんですけど。これから大事な中山間地の問題も取り上げて、農地法の改正もありますので、今後、どうやって行くかという問題も出てくると思いますがいかがですか。

有 住 整備計画についてですが、黄色以外で農業振興整備区域 9,999ha の中で考えさせていただいております。

中原委員 ということは、中山間地でも基盤整備をやるとか、それに対する助成とか、考えていただけるということですか。

有 住 検討の余地があるということです。

安藤議長 他にございませんか。

引藤委員 私も農業委員をやっております、一昨年の暮れぐらいから遊休農地の見直しという話が出てきて、委員としても経済部から発表をまっていたんですが実際発表がないまま今日始めて聞いたわけなんだよ。それで、当時、緑色、黄色、赤色で色分けをして、山間地でいけない分は赤にしようとか、現地

を確認しながらやる予定でしたが、そういうこともしないで、こういうのが作成できちゃったてことは、経済部だけでこれを作っちゃったてことですか。  
それをちょっと、聞きたいんだけど。

須藤 遊休農地に関しましては、基本的には優良農地については「赤」はないと考えております。

引藤委員 この、黄色の中でも遊休農地があり、荒れているところもあるんですよ。  
そういうところも見ないで、黄色く塗ってあるんだけれど。

須藤 土地改良であるとか、農業投資など税金が投入されたところはどういう状況であっても基本的に農地に復元できるんだということで、除外地から外してあります。  
逆に、そう簡単に除外ができないということで、今回、入れてないはずですよ。

引藤委員 耕作不適地として 12.6ha が除外で数字がでていますが、それがどういう理由で出ているのか。

有住 耕作不適地の部分ですが、はじめから山林であったところですよ。  
耕作不適地という表現が耕作放棄地の調査での取扱と似ておまして、まぎらわしくて申し訳なかったですが、もともと山林であったところでございますので、ご理解ください。

須藤 図面の真ん中で矢那地区で一団で赤く着色されているところで、それが 12.6ha ということで、当時からいわゆる、山林であったり、いわゆる、山林と一体的であった部分をさしております。

安藤議長 引藤委員よろしいですか。

引藤委員 23p 農業の第6次化産業化とはどういう意味ですか。

須藤 そのページの下にコメントがありますけれど・・・。

引藤委員 はい、わかりました。

安藤会長 他にございませんか。  
今回の議題4の木更津市農業振興地域整備計画変更原案について説明を受けたわけでございます。  
今後、疑義がありましたら事務局の方へ問い合わせさせていただいても結構だと思いますので宜しくお願いいたします。

次回は5月下旬頃に当協議会へ計画案に対する諮問があるようですので、委員の皆様には宜しくお願いいたします。

以上で本日の議事案件が終了いたしますが、事務局から何かありますか。

須藤次長 特にございません。

安藤会長 ない様ですので、これもちまして、本日の協議会の議長を降ろさせていただきます。

宗政（司会）

長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございました。  
それではここで、平成21年度 第1回木更津市農業振興地域整備促進協議会を  
閉会させていただきます。  
ご協力ありがとうございました。

以上